

平成 31 年 第 3 回 名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

平成 31 年 3 月 15 日（金）

2 会議の場所

市役所 5 階第 1 会議室

3 出席した者

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 佐藤 俊隆

教育委員 相原 芳市

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

4 欠席した者

なし

5 説明のために出席した者

相澤教育部長、大友教育部次長兼庶務課長、大友理事兼学校教育課長

森生涯学習課長、渡辺文化・スポーツ課長

齋藤教育部企画員兼庶務課長補佐、高橋庶務課主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

(1) 教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について

日程第 5 議 事

議案第 8 号 名取市地域学校協働活動運営委員会設置要綱の制定について

議案第 9 号 平成 31 年度名取市一般会計補正予算(第 1 号)(教育費)に対する意見に  
ついて

議案第 10 号 いじめ防止基本方針の改正について

議案第 11 号 県費負担教職員人事異動の内申について

議案第 12 号 教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について

## 7 開会時刻

午後 6 時 00 分

## 8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より、平成 31 年第 3 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、追加議案について報告します。

本日配付しております議事日程をご覧ください。下線部のところではありますが、本日の会議日程につきまして、「名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項」の規定に基づき、「専決事務報告（1）教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事」案件 1 件を追加し、これを「日程第 4」とし、この後の「日程」を繰り下げ、「日程第 4 議事」としていたものを「日程第 5 議事」にしたいと思っております。

このことについて、ご異議ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

日程第 1、「前回会議録の承認」についてですが、2 月 14 日開催の第 2 回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。

この内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に、日程第 2、「会議録署名委員の指名」につきましては、佐藤委員並びに相原委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

次に、日程第 3、「教育長報告（1）一般事務報告」について、教育部長から、報告をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は 2 ページになります。私からは、現在開会中の 2 月定例市議会関係についてご報告させていただきます。

2 月議会の日程につきましては、2 月 20 日（水）に開会し、3 月 18 日（月）を閉会予定としておりますが、一般質問、総括質疑、2 月補正予算は終了しております。

教育委員会関係の一般質問ですが、今回は7名の議員から24件の質問がありました。  
24件のうち教育長答弁が24件、そのうち市長答弁を併せて求められたものが6件でありました。

また、総括質疑については、3名の議員から4件ありましたが全て市長答弁であります。  
一般質問の内容は、「防犯対策について」「読書に親しむ環境づくりについて」「本市に居住する外国人の実態と支援体制について」「地方公務員制度の見直しによる影響について」「閑上小中学校について」「子どもの貧困問題について」「市民体育館の利用向上について」「公民館の利用向上について」「教育現場における化学物質過敏症の周知について」「行政情報の積極的な公開について」「行政情報のアーカイブ事業への取り組みについて」

総括質疑の内容は「小中学校へのエアコン設置について」「子どもの心のケアハウスの運営方法について」「復興ありがとうホストタウン事業について」「教育振興基本計画策定事業について」です。

これらについて、適宜回答しております。

その内容については、本日資料をお渡ししておりますので、後でご覧をいただきたいと思っております。

なお、平成30年度2月補正予算は原案どおり可決されております。

私からは以上です。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課からは特にございません。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長

2点お話いたします。

1点目は、2ページ9番「名取市特別支援教育支援員」採用試験です。受験者は42人でした。

平成31年度は、今年度の36人から4人増員し、40人の採用を予定しています。

2点目は、2ページ20番、3月8日(金)に行われた市立中学校、義務教育学校の卒業式にご出席いただき、大変ありがとうございました。

学校教育課からは、以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課お願いします。

森生涯学習課長

生涯学習課からは、1点ご報告いたします。

2ページ4番、2月17日(日)に「公民館を考えるつどい2019」を文化会館小ホールで開催いたしました。内容としては、第1部のシンポジウムでは、地域力向上講座から立ち上がった4団体、「キラキラパルク増田西」「愛島もりあげ隊」「高館はっする隊」「下増田のワッショイ！DEN×3」の代表者がシンポジスト参加していただき、第2部は公民館職員の研修成果の発表を、第3部のグループワークでは「みんなで考えよう～わたしたちは公民館で何を学ぶか」をテーマにグループワークを行い、参加者は116人でした。

市民と公民館職員が一堂に会し、公民館が市民の学びの拠点として、また、発展し続けるための一助とするために開催したものです。

生涯学習課からは以上です。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

1点説明いたします。2ページ10番になります。

2月24日(日)に「第21回名取市小学生ドッチボール大会」が、市民体育館を会場に開催されました。当日は、16チーム、273名が参加し熱戦が繰り広げられました。4年生以下男女混合の部では、「館腰ファイターズ」5年生以上の男子の部では、「ライジングストーム」いずれも館腰小学校を母体とするチームでした。5年生以上女子の部では、那智ヶ丘小学校母体の「那智小WIN 'S」が優勝いたしました。

今年も、昨年同様、参加チームが多かったことから、選手や応援のご父兄も交え、大変盛り上がった大会となりました。

なお、この結果については、広報なとり4月号に掲載いたします。

文化・スポーツ課からは、以上です。

瀧澤教育長

只今報告のあった行事報告等について、質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、(2)行事予定について説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は3ページから4ページになります。私からは特にございませんが、次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後の協議の際にお願いします。あとは、各課か

ら報告をさせていただきます。

あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課からは特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長

3点お話いたします。

1点目は、3 ページ 4 番「市立小学校卒業式」です。教育委員の皆様にはご出席いただくこととなりますので、どうぞよろしくをお願いします。

2点目は、3 ページ 15 番「市立学校教職員服務宣誓式」です。新年度に名取市に転入、新規採用された教職員の服務宣誓式を実施します。教育委員の皆様にも、ご出席いただいで開催となります。よろしくお願いたします。

3点目は、3 ページ 22 番、23 番「市立小学校・義務教育学校入学式」「市立中学校入学式」についてです。入学式には教育委員の皆様にもご出席していただくことになっています。よろしくお願いたします。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

森生涯学習課長

1点説明いたします。3 ページ 8 番です。

3 月 23 日(土)から 24 日(日)ジュニア・リーダーあにまるず春期合宿をグリーンピア岩沼他にて開催いたします。参加者は中学生、ジュニア・リーダーサークルあにまるず会員 15 名の予定です。ジュニア・リーダーの後継者育成、あにまるず会員のスキルアップのため、あにまるずの会員が講師となり、ジュニア・リーダーについての講話、軽運動や調理実習などの体験学習などを行います。

生涯学習課からは以上です。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課からは特にございません

瀧澤教育長

それでは、行事予定等について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第4「専決事務報告」に入ります。追加案件になります。

「教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について」を専決事務報告(1)として追加提出をいたしますので、よろしくお取り計らい願います。

さて、専決事務報告(1)「教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について」ですが、本件は、人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則第7条」の規定に基づき、秘密会議にしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議については別途作成)

瀧澤教育長

以上で秘密会議を終了いたします。

次に、日程第5議事に入ります。

はじめに、議案第8号「名取市地域学校協働活動運営委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。

教育部長より、説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、議案第8号ですが、資料では、5ページと7ページになります。

また、別冊資料は、「議案第8号資料」をご覧ください。

地域学校協働活動につきましては、今までも教育委員会の定例会や総合教育会議などで説明をさせていただいたところですが、いよいよ平成31年度から5つの地区でモデル事業を行う予定であります。

そのような中で、今回、地域学校協働活動の支援を行うために、9人以内で組織する名取市地域学校協働活動運営委員会を設置し、各地域で行われる協働活動に関し、検証及び評価を行うものであります。

なお、各条文の詳細、内容につきましては、担当課から説明をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、只今の説明について、生涯学習課長からお願いします。

森生涯学習課長

議案第8号「名取市地域学校協働活動運営委員会設置要綱」の制定について説明いたします。条ごとに説明をいたします。

第1条は、運営委員会の設置趣旨を規定しております。

第2条は、運営委員会が、地域学校協働活動の検証・評価を行うことを規定しております。

第3条は、運営委員会の委員を9人以内で組織することを規定しております。

第4条は、委員の任期を2年とする規定であります。

第5条は、委員長及び副委員長の選出方法と役割について規定しております。

第6条は、会議の招集、議長、開催要件を規定しております。

第7条は、必要な場合、委員以外からの意見聴取等について規定しております。

第8条は、委員会の庶務について規定しております。

第9条は、委任規定です。

附則第1項は、平成31年4月1日から施行する旨規定しております。

附則第2項は、本要綱の施行に伴い、これまでの「名取市協働教育プラットフォーム事業推進協議会設置要綱」が不要となることから、附則で廃止するものであります。

以上で、説明を終わります。

なお、参考として平成31年度の地域学校協働活動については、モデル事業実施学校区として、第二中学校、みどり台中学校、不二が丘小学校、愛島小学校、那智が丘小学校を、公民館としては下増田公民館をそれぞれ指定しております。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

質疑なし。

瀧澤教育長

只今の説明について、ご質疑等がなければ議案第8号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 8 号「名取市地域学校協働活動運営委員会設置要綱の制定について」は、原案のとおり承認いたします

次に、議案第 9 号「平成 31 年度名取市一般会計補正予算(第 1 号)(教育費)に対する意見について」を議題といたします。

教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、議案第 9 号ですが、資料は、8 ページから 10 ページになります。

本案については、現在、開会中の定例議会に追加提案予定の教育費の平成 31 年度補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、審議をお願いするものであります。

補正予算案の内容につきましては、10 ページをご覧ください。

震災以降毎年のこととなっておりますが、国に復興交付金の申請をしていた事業で、交付が決定した事業について補正を行うものであります。

教育委員会の事業は、「私立わかば幼稚園に対する支援事業に対する 興交付金」が認められたことから、歳入において復興交付金基金から 316 万 8 千円の繰入れを行い、歳出 10 款 1 項 2 目事務局費において一般財源からの財源更正を行うものであります。

また、歳出 10 款 6 項 2 目体育振興費、15 節工事請負費で 4 億 632 万 1 千円を措置するものですが、東日本大震災復興交付金の第 22 回交付可能額通知に伴い、平成 31 年度市街地復興効果促進事業として「閑上コミュニティ広場整備事業」を行うものです。

内容は、広場計画面積約 4.9 ヘクタールに、コミュニティ広場、駐車場、通路、給排水設備(水のみ場)、トイレ、四阿などを整備するものです。

説明は、以上となります。

瀧澤教育長

それでは、只今の説明について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

只今の説明について、ご質疑等がなければ議案第 9 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。



全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 9 号「平成 31 年度名取市一般会計補正予算(第 1 号)(教育費)に対する意見について」は、原案のとおり承認といたします。

次に、議案第 10 号「いじめ防止基本方針の改訂について」を議題といたします。教育部長より、説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、議案第 10 号ですが、資料は、11 ページです。また、本日配布させていただきました別冊資料として、議案第 10 号資料の「いじめ防止基本方針の改訂版」と「改訂版の比較表」になります。

改訂版につきまして変更点を中心に担当課から説明させますので、よろしくをお願いします。以上となりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

大友理事兼学校教育課長

「名取市いじめ防止基本方針」の改定案について説明をします。

2 月の定例会でも説明したとおり、宮城県では平成 30 年 3 月に最終改定した「いじめ防止基本方針」を策定しました。

名取市、名取市教育委員会では、これらを踏まえ、「名取市いじめ防止基本方針」を改定することとし、市長への説明も終わっています。

改定の主な点を説明します。基本方針の本文、新旧対照表で確認をお願いします。

いじめの認知についてです。

「けんかは除く」を改めました。

また、「いじめ」の指導に関わる柔軟な対応等についても、配慮する内容を加えております。

いじめの防止等のための基本的な考え方として、家庭との連携、地域との連携を加えました。家庭、地域との連携、関わりを大切にしていくということです。

P T A、地域の関係団体、例えば、町内会や区長、民生委員との関わり、学校評議員の活用も必要となってきます。

市としての取組で、S C、S S W等のいじめに関する通報、相談体制の整備に当たっての活用の周知、相談による解決の事例等を示し、児童生徒に援助を求めることの重要性を理解させることを加えました。

学校の設置者、教育委員会として実施すべき施策についてです。

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置について改めました。

アンケート調査、個人面談の実施、S C、S S W等の配置、関係機関等の連携による体制整備、教職員の業務の明確化を含む負担の軽減。

校内研修の実施と教職員の共通理解

措置に対する、指導主事等の職員、ＳＣ、ＳＳＷの派遣、警察機関との連携等です。

いじめの加害者に対する措置とその対応についても改めています。

学校評価についてです。

学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付けるよう求めることとしました。いじめ防止のための取組の達成目標を設定し、それを評価し、改善を図っていくこととなります。

教育委員会では、いじめの有無、件数の多さを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止、早期発見、迅速な対応を評価していくことを、教職員へ周知徹底することが求められます。

また、学校運営改善の支援については、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を進めていくことが大切です。

学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止の取組の基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」として定めることの必要性から、定める意義を示しました。

いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのための方策を示しています。

また、先ほども学校評価への位置付けを話しましたが、学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付けるよう求めています。いじめ防止のための取組の達成目標を設定し、それを評価し、改善を図っていくこととなります。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織についてです。

教職員は、いじめの案件を一人で抱え込みがちです。組織的に対応していくことが大切です。組織的対応の中核として機能するような体制を学校教育の実情に応じて決定すること、心理や福祉の専門であるＳＣ、ＳＳＷ、医師等を組織に参画させ、実効性のある人選となるように求めることとしました。

組織的な対応として、具体的役割を示しています。「未然防止」「早期発見、事案対処」

「学校いじめ防止基本指針に基づく各種の取組」です。

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを実効的に行うための取組について示しています。いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すということが認識できるような取組みが求められます。

いじめの防止に関する措置についてです。

いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置について改めています。

学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に情報を報告し、組織的な対応につなげる必要があります。

学校の特定の教職員が、いじめにかかる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことで、いじめが深刻なものとならないようにすることが大切です。

情報を共有し、方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すことが求められます。

いじめの解消にかかる判断です。

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされていることを明記しました。

- ① いじめにかかる行為が止んでいること
- ② 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消していない段階においては、児童生徒を徹底して守り通し、安全安心を確保する責任を有し、解消した場合であっても、再発することが十分にあり得ることを踏まえ、日常的に被害、加害児童生徒を注意深く観察します。

重大事態への対処についてです。

「疑い」が生じた段階で、調査を開始しなければならないことを認識する必要があります。

重大事態の発生にかかる被害児童生徒、保護者からの申立により疑いが生じた場合、学校は、「いじめの結果ではない。重大事態とは言えない。」と考えたとしても、人間関係が原因での心身の異常、変化を訴える申し立て(いじめという言葉を使わない場合でも)があるので、重大事態と捉え、報告調査に当たります。

概要については、以上です。

どうぞ、よろしく申し上げます。

瀧澤教育長

只今説明のありました議案第10号について、ご質疑等ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第10号は「いじめ防止基本方針の改訂について」は、原案のとおり承認といたします。

瀧澤教育長

次に、議案第11号「県費負担教職員人事異動の内申について」及び議案第12号「教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について」ですが、両件とも、人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則第7条」の規定に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、これより秘密会議といたします。

瀧澤教育長

本日の議案は、以上であります。  
以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 7 時 28 分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 4 月 23 日

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_